

○那珂市地域まちづくり交付金交付規則

平成22年6月3日

規則第31号

改正 平成22年12月24日規則第47号

平成24年1月30日規則第2号

平成26年3月28日規則第7号

平成28年1月29日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会（以下「市民自治組織」という。）の活動を支援するため、予算の範囲内において、那珂市地域まちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付の対象は、市民自治組織とし、次の各号のいずれかに該当するものに充てることができる。

- (1) 保健及び福祉の推進を図る活動
- (2) 防災、防犯及び交通安全の推進を図る活動
- (3) 環境衛生及び環境美化を図る活動
- (4) 青少年健全育成を振興する活動
- (5) 文化及びスポーツを振興する活動
- (6) その他地域活性化を図る活動
- (7) 市民自治組織の運営に関する経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表のとおりとする。

2 市長は、交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付金の交付)

第4条 市長は、交付金を毎年4月末日まで及び10月末日までに交付するものとする。

2 前項の規定による交付は、口座振込により行うものとする。

(事業計画)

第5条 市民自治組織は、交付金により実施する事業計画を、当該年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

(活動報告)

第6条 市民自治組織は、交付金により実施した事業実績を、翌年度5月末日までに市長に報告しなければならない。

(自治会の統合等)

第7条 自治会が統合又は合併（以下「統合等」という。）を行った場合の均等割の額は、統合等が行われた日の属する年度の翌年度は、統合等により減少した自治会数を加えた自治会数により算出し、翌々年度は、統合等により減少した自治会数に2分の1を乗じた数を加えた自治会数により算出するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において那珂市区長及び組合長の設置に関する規則(昭和30年那珂町規則第20号)に規定する区が、この規則の施行の日に統合等を行った場合は、第7条中「統合等が行われた日の属する年度」とあるのは、「平成22年度」と読み替えるものとする。

附 則(平成22年規則第47号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

自治会

区分		算出基準	備考
基本額	均等割	270,000円	1自治会当たり
	世帯割	1,950円	自治会から報告のあった前年度2月1日現在の加入世帯1世帯当たり
文書配送事務委託分		1,200円	1加入世帯当たり
防犯灯維持管理分		1,800円	当該年度4月1日現在の基数1基当たり
自治活動施設維持管理分	光熱水費分	30,000円	当該年度4月1日現在の館数1館当たり
	借地料分	借地料の3分の1の額 (1,000円未満切捨て)	借地料が年額30,000円以上の施設で上限100,000円とする。

地区まちづくり委員会

区分	算出基準	備考
均等割	1,300,000円	1委員会当たり
人口割	70円	前年度2月1日現在の住民基本台帳による人口1人当たり
事務局員配置分	1,800,000円	1人当たり

		1 委員会当たり 1 人とする。ただし、菅谷地区は 2 人とする。
--	--	-----------------------------------